

質疑のある方は順次御発言願います。

吉川沙織君 民主党の吉川沙織でございます。

一年ぶりに総務委員会に復帰をして、復帰後初めての質疑になります。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、法案提出の在り方という観点から総務省に伺いたいと思います。

この国会でも、WTOのときは七本ばかり提出された同じ承認の国内法整備に伴つものが、今回十一本束ねてTPP協定に関する法案出されてまいりました。この束ねることによって、私たちも、どの法案の審議をしているのか分かりづらくなりますし、表決も束ねると一回しかできなくなってしまいます。また、この審議を、立法府での審議を御覧いただいている国民の皆さん側からも、一体何の審議が行われているのか、どこに問題があるのかというのが分かりづらくなってしまふ、こういったことがあります。よって、束ねている法案に関しては従来より問題意識を持つております。

昨年、実際、経済産業委員会の委員長の任にあつた際、電気事業法等の一部を改正する等の法律案、これ七つの法案が束ねられていて、電気事業

法、ガス事業法、熱供給事業法、経産省設置法、あと三本あって、せめてもの立法府の矜持として、委員長報告の際に、この法案の中に七つの法案が含まれていますよという形で委員長報告をさせていただきました。

よって、これまで従来的に束ねられたものであつたとしても、本当にそれが正しいものかどうかについては常に原点に立ち返って確認をしていく必要があるのでないかと思っています。その観点から地方交付税法等の一部を改正する法律案を見てみると、地方交付税の総額確保や単位費用の改正を行つための地方交付税法や特別会計に関する法律、それから地方債届出制度の拡大や退職手当債の延長を行う地方財政法、将来負担比率の算定方法を見直す地方財政健全化法とほどのみな関係があるのでしょうか。

政府は、平成十七年四月一日の衆議院本会議で、「複数の法律改正を一つの法律案で行つ場合には、従来から、法案に盛られた政策が統一的なものであり、趣旨、目的が同じであること、そして、法案の条項が相互に関連しており、一つの体系を形づくっていること」等を束ね法案の基準として答弁されています。この政府の基準と照らして、今回の地方交付税法等の一部を改正する法律案として、地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法、地方財政健全化法を束ねて改正するこ

とが適切であるのかどうか、総務省の見解を伺います。

政府参考人（安田充君）お答えいたします。

御指摘のように、今回の地方交付税法等の一部を改正する法律案で「ございますが、これは五本の法律を束ねていてものでござります。地方交付税法、それから地方交付税法の一部を改正する法律、これは平成二十三年法でござります。それから、特別会計法、地方財政法と地方財政健全化法でございます。

地方交付税法等の一部を改正する法律につきましては、これは附則で特別交付税の割合の経過措置が書いてありますので、今回の本体の改正とともに表裏を成すものでございます。また、特別会計法におきましては、交付税特会の年度ごとの借り入れの限度額でござりますとか、交付税特会への繰入れ金額を定めるところとござれどもして、

これもまさに表裏一体のものでござります。また、地方財政法と地方財政健全化法でござりますけれども、地方財政法につきましては、地方債の届出制の対象を拡大するとともに、退職手当債の特例期間を十年間延長すると。地方財政健全化法につきましては、将来負担比率の算定方法を見直す。いじりこむことを内容とするものでござりますけれども、これらもいざれも地方交付税法の改正と一緒にして地方団体の行政運営に必要な財源を確

保、保障するところとを趣旨、目的とするものだとこいつぶつに書かれております。

また、改正内容につきましても、例えば地方財政法につきましては、地方債の元利償還に要する経費、これを地方財政計画の歳出に公債費として計上するところのような形で地方財源の保障を行つところのでございまして、密接に関連しているものでござりますし、地方財政健全化法につきましても、将来負担比率の算定に当たつては改正後の交付税法の規定に基づき算定された数値が用いられるという形で相互に密接に関連するものといふふつに認識しておりますので、これらの法律につきましては地方交付税法と一括して改正するといふことにいたしたものでござります。

吉川沙織君 今、表裏一体のものであるところ

こと、それから相互に関連していくこと、それはそういう側面もあると思しますし、先ほど、衆議院本会議の政府の答弁のとき、一つだけ私あえて申し上げなかつたことがあります。それらが相互に関連していく、形作つていて、同一の常任委員会がこれは当てはまる。ですから、そういう意味では、今の総務委員会は当てはまるのは当てはまるんですが、それが常に恒常的に行われているのであれば、我々立法院の立場の人間としては常にそれを見詰めていかなければいけないというこ

事会で政府が提出法案の説明に来られた際に、どの程度が束ね法案であるのか、それをお示し願いたいと資料要求をして出していただきました。

今局長おっしゃいましたとおり、地方交付税法等や地方税法等に関する法律案は従来から一括法で提出する法律案といつところで分類されています。

ですので、それはそれとして承知はしています。ただ、冒頭申し上げたよつた、TPPの協定に関する法律案が、WTOのときはばんぱりに国会にちやんと提出されたのに、今回は十一本がまとめて国会に提出された。ですので、従来からの問題意識を基に、一回の三回から、束ね法案に関する質問主意書、一回、一回、三回出して、補問答めたいなり取りに今なつてこりますけれども、私たち立法府の人間としてはそうこつたところに問題意識を持つべきだ、こいつこいつ思いで今質問をさせていただきました。

そこで、大臣に感想だけ伺いたいと思います。大臣は、今、行政府の立場で、大臣としての、行政側のお立場でいらっしゃいますけれども、元行政側の議員でもあります。そういうことをたとえば国会の議員でもあります。そういう意味で、今回の法案に関しては従来から一括で提出されているのは百も承知していますけれども、こいつこいつ問題意識について、御感想だけお伺いしたいと思います。

国務大臣（高市早苗君）常に国民の皆様にと

つて分かりやすい審議を行っていく、そしてそれを国会で御判断いただくということに関しましては、委員の持つておられるような問題意識というものは大切なことだと思います。

吉川沙織君

それでは、法律案それぞれの具体的な問題点、論点に入りたいと思います。

「」数年、地方財政対策を講じていく上で、地方交付税の別枠加算と地方財政計画の歳出特別枠の継続の是非などが総務省と財務省との間で論争の種となっています。そのほか、まずは地方交付税の別枠加算について伺います。

地方交付税の別枠加算は、リーマン・ショックに端を発した経済の悪化が地方財政にも大きな影響を与えたという状況の下、平成二十一年度地方財政対策で国的一般会計から地方交付税に一兆円加算されたことに始まります。この別枠加算は、財務省からリーマン・ショック後の危機対応モードから平時モードの切替えを行うべきであるとして常に廃止が唱えられてまいりましたが、金額はだんだん減ってきたけど継続していました。それが平成二十八年度には廃止となっています。

総務省は地方税収の動向を踏まえてこの別枠加算を廃止したと説明されていますが、そこで、まず、リーマン・ショック以前の地方税収の水準に戻ったということを具体的な数字でお示しいただきたいと思います。

政府参考人（青木信之君） お答え申し上げます。

平成二十八年度の地方譲与税を含む地方税収は、四十一・九兆円を見込んでおります。平成十九年度に比べまして〇・九兆円増えているわけで、「」やいますが、この中には、御案内どおり、地方消費税の税率が引上げに伴う一・三兆円の増がござります。

ただ、個別に見ていくと、個人住民税が〇・二兆円増の十一・五兆円となっておりまして、リーマン・ショック以前の平成十九年度の水準を超えていくこと、それから法人関係税で「」いませんけれども、九・〇兆円と、〇・八兆円減ではあるんですが、このうち〇・六兆は平成二十六年度改正によります地方法人税の創設に伴うものということがあります。どうした状況を見ますと、ほぼリーマン・ショック以前の状況にたどり着いているのではないか、たどり着きつつあるのではないかと考えて「」いる「」であります。吉川沙織君 一年前、平成二十六年三月十八日の当委員会の質疑で私、このことを取り上げて、当時の大臣からは、「この地方の税収が水準まで戻るならば、この別枠加算は必要なくなつて結構あります。」と答弁されています。

今、同様からは、ほぼ戻つたと。これ、戻つたところがどういったことですね。

政府参考人（青木信之君） リーマン・ショック以前の状況にほどんど近づいている状況だということだとこうふうに理解しております。

吉川沙織君 ほどんど近づいている、まあ苦しい答弁ですが、もう時間の関係もありますので、地方財政全体の観点から、じゃ、次問います。

ましては、平成二十四年度の当初予算と比べて全ての都道府県で税収が増加しておりまして、特に法人関係税については全ての都道府県で「一桁の増を見込んでいる」ということになります。

三大都市圏の都府県とその他の地域の道県の間で同じ期間の増収割合を比較いたしますと、税収全体で見ますと、三大都市圏では「二七・一%」、その他の地域では「三三・一%」、法人関係税に限つて見ますと、三大都市圏では「四一・三%」、その他の地域では「三八・一%」となっておりまして、地方においてもかなりの税収増の動向が見られるということだとこうふつに理解をしております。

吉川沙織君 それぞれ「一七・一%」「三三・一%」「四一・三%」「三八・一%」多少やつぱり三大都市圏とそれ以外の道県ではばらつきといいますか、差があるのは否定できない事実だと思いますが、このばらつきについて何も見解はないですか。

政府参考人（青木信之君） お答え申し上げます。

景気の動向との関係で、法人関係税が一番影響を受けやすいわけですが、その法人関係税でも三大都市圏とその他の地域での差が三ポイント程度ということになりますので、かなりその他、三大都市圏以外の地域でも税収が伸びていると、そういう状況なのではないかというふうに考えております。

ただ、個々個別の自治体の状況、それは、立地している企業がいなくなってしまったとか、そういう状況もあるとは思うんですね。そういう意味で、更にミクロで見ていくと厳しいところもあるでしょうし、あるいは非常に税収が伸びたというところもあるかと思います。

ただ、全体としては三大都市圏の外でもかなり伸びてきてるというのが全体の傾向ではないかとこうふつに考えております。

吉川沙織君 三大都市圏はもちろん伸びた、それ以外の道県でも伸びたといつ御答弁の後、もう一回お伺いしましたところ、「ミクロで見るとやはり厳しいところは残っている、だが全体として伸びた」というお話をございました。

ですので、そのミクロでこうとばらつきがあつてまだ伸びていなことから、こういった財政状況のよろしくない地方団体にも目配りをして配慮をするのが地方交付税であり総務省の役割ではないか、こう思っています。

その意味で、別枠加算の廃止は適当な判断だつたんでしょうか。総務省に伺います。

政府参考人（安田充君） お答えいたします。

平成二十一年度に創設されました別枠加算でございますが、リーマン・ショック後の景気低迷によりまして税収が大きく減少したことによりまして、地方の財源不足が拡大し、その状態が続いて

いること等から継続されてきたわけだと言えます。

これにつきましては、骨太方針一〇一五におきまして、リーマン・ショック後の歳入歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくということが盛り込まれたわけでござります。この骨太一〇一五を踏まえまして、平成二十八年度の地方財政対策におきましては、アベノミクスの成果によりまして、地方税収が大幅に増収となつて、地方税収が先ほど御答弁申し上げたとおり回復してきたことや、交付税総額につきましても前年度とほぼ同水準、十六・七兆円を確保できたということもありまして、この別枠加算については廃止することになりました。

吉川沙織君 今総務省に見解を伺いました。

次に、財務省に伺います。

財務省としては、毎年毎年の建議にも書かれていますとおり、近年の懸案だった別枠加算をようやく解消したという立場に立たれるのかもしれません、財務省も出先機関をお持ちです。出先機関である財務局を通じて地域経済の状況、いいところもあれば悪いところもある、これ十分に把握なさっているはずで、厳しい状況にある地方団体が多くあるということとは百も承知だと思います。

その上で、この別枠加算の廃止をどのように捉

えていらっしゃるのか、個別の地方団体に全く影響がないと見ていいのか、財務省の見解を伺いたい。

政府参考人（茶谷栄治君）お答え申し上げま
す。

今総務省から答弁がありましたように、平成二十八年度地財計画におきましては、骨太一〇一五

を踏まえまして、危機対応モードから平時モードに切替えを進めていくという観点から、地方税収

等の増加を踏まえつつ、地方交付税の別枠加算を廃止したといひでござりますが、一方で、地方一

般財源の総額につきましては、前年度と実質的に同水準となる六十一・七兆円を確保したところです。まことに、地方の安定的な財政運営に必要な財源は確保されております。このように認識しております。

吉川沙織君 平成二十五年度予算編成に向けた考え方、これ財政審が出しているものですが、「全額国負担の別枠加算という不透明な手法で地方交付税が一兆数千億円の規模でかさ上げされており、極めて問題が大きい。」こういうのを二十五年も二十六年も、そして去年も、で、今年はつ

いに、財務省の側からすれば懸案事項だったものが廃止をできて、で、トータルとして確保されているからそれでいい。

私は伺ったのは、個別で見るとやつぱり配り

をしながら、いけないこともあると思うことがあります。それで財務省はいーことこうことですね。

政府参考人（茶谷栄治君） そこは、地方交付

税はまさに地域間の格差等も踏まえつつ配分され

るものですから、総枠が全体にしつかり確保され

でござる。中でおさは醜はおいでしにかり詠歌され
るものと考えております。

吉川沙織君 続きはこの質問の後でやつてこま

たいと思ひます。

歳出特別枠についてもこの数年で縮減が図られ
今度は歳出特別枠について伺います。

歳出特別枠は、一九七〇年の数年で総額が国公債に引き込まれますが、地方側の立場からすれば、社会

保障関係費や人口減少対策費といった支出について

ては、そもそも地方財政計画上の一般行政経費で

おんじて書上すべきであるのに、適切に書上され

てしないため、これを嵩出特別枠で代替してある

主張がされることがあります。確かに地方財政計

一画額と決算額との比較を見ると、一般行政経費に

ついては毎年度数兆円も決算額が上回っています。

つまり、計画額が足りていないと、いう状況が続いている。

ついでに、こういった地方側の主張に対し、財政審の平成

二十八年度予算の編成等に関する建議では、「歳

出特別枠は、あくまでリーマン・ショック後の危

機対応措置であり、その当初の計上目的を踏まえ

れば、平時モードへの切替えの中で、前述のとおり、速やかに廃止すべきである。」としており、地方側の主張を退けています。

一方、総務省はどうかといいますと、歳出特別枠をほかの費用に振り替えることでの実質的に同規模を維持したと説明されています。しかし、歳出特別枠の縮減分を全て一般行政経費に回していくわけではありませんし、一般行政経費を増やす場合にせよ、わざわざ重点課題対応分というカテゴリーリーをつくりて、通常とは違う取扱いにしているように見えます。

このように、総務省も財務省も理屈は異なっています。理屈は異なっていますが、通常の一般行政経費を増やすなどという点では妙に一致しているように思います。地方団体の実際の財政運営の状況に照らすと、歳出特別枠を縮減するにしてもきちんと一般行政経費、特に単独事業費として位置付けるべきではないでしょうか。なぜ一般行政単独として計上しないんでしょうか。何か不都合でもあるんでしょうか。総務省と財務省に伺います。

政府参考人（安田充君） ただいま決算乖離のお話もございましたけれども、これ、年度内貸付金等もございまして、そういう形で離が膨らんでいる面もあるとこりふつじは認識しているところでござります。

その上で、平成二十八年度の地方財政対策に引きましてで、「やりますけれども、めり張りを利かせた歳出の重点化、効率化」ということで、重点課題対応分ということとで〇・一五兆円、それから公共施設の老朽化対策のための経費として〇・一五兆円を充実するところといたして、「これら含ませて〇・四兆円確保いたしたわけで」あります。歳出特別枠につきましては、この額と同額を減額いたします。御指摘ございましたように、私どもにつきましては、「これらを合わせて考えれば、歳出特別枠は実質的に前年度と同水準を確保することができる」というふうに考えておるところが「やります」ということです。

特別枠につきましては、JNの額と同額を減額いたしました〇・四五兆円といった感じでござります。御指摘ございましたように、私どもといたしましては、これらを合わせて考えれば、歳出特別枠は実質的に前年度と同水準を確保するに至りました。御心配いたしましたこと、お詫び申す。

せた歳出の重点化、効率化ということじで、重点課題対応分とこりいじで〇・一「五兆円」、それから公共施設の老朽化対策のための経費として〇・一五兆円を充実するこりいじで、これら合わせて

踏まえまして、危機対応モードから平時モードに切替えを進めていくところの観点から、リーマン・ショック後の特別措置である歳出特別枠については、対前年度四千億円を縮減して四千四百五十億円となるといったところですが、一方で、御指摘の重点課題対応分一千五百億円につきましては、自治体情報システム構造改革推進事業、高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進、森林吸収源対策等の推進といった特定の重点課題に対し当面の措置として計上するものであることから、一般行政経費の中で単独事業とは別途に対応したものでございます。

いじつした取組によりまして、地方において重点的に取り組むべき喫緊の課題に必要な経費にもしっかりと対応しためり張りのある地方財政計画につたものと考えております。

「」の重点課題対応分として措置したところ、「」と
の理由で「」や「」もあれば、やはり、「」などもこれ
いたしましては、特に喫緊の課題として推進する方

「いどが必要な事業、いつものがある」とから
この一般行政経費単独分とは別に具体的な事業内
容を明らかにした経費として計上する」と、これ
が適当だつとこゝへ考へてこのよつた形に取らせ
ていたといつたといふことになります。

政府参考人（茶谷栄治君）お答え申し上げま
す。

先ほゞ申し上げました別枠加算と同様に、一八年度地財計画におきましては、骨太一〇一五を

けは当面の措置とおっしゃいましたが、昨日のた
しか質疑で、総務省の局長も当分の間とこいつより
な答弁なさつてましたよつた気がします。
そこで、今回新設された重点課題対応分につい
て伺います。

そこで

デジタル化した消防救急無線システムの運用経験

費としては、地方財政計画に何億円計上し、また、地方交付税の算定に当たっては、標準団体においては幾ら経費が掛かるものとして算定されているんでしょうか。

政府参考人（安田充君）お答えいたします。

御指摘ございましたように、平成二十八年度の地方財政計画におきましては重点課題対応分として自治体情報システム構造改革推進事業を計上しております。その中に消防救急デジタル無線の運用経費が含まれるところでございます。

自治体情報システム構造改革推進事業についてで計上しているわけでござりますが、これが全体で千五百億円計上しているわけでござりますが、このうち消防救急無線システムについては一百五十億ほどを見積もっているところでございます。これを受けまして、平成二十八年度の普通交付税におきましては、消防救急デジタル無線の運用経費につきまして、市町村分の消防費の中で人口十万人の標準団体当たり約一千六百万円を単位費用に積算しているところでございます。

吉川沙織君 デジタル化した消防救急無線システムの運用経費について、地方財政計画に計上するにしても、なぜ重点課題対応分なんでしょうか。それは、全ての消防本部において消防救急無線はデジタル化することが見込まれていますが、これは期限が平成二十八年五月末日までに國の方針で

デジタル化しようとつとですから、その後このお金は経常的に毎年度掛かるものであって、短期的に重点的に対応するべき課題であるにしても、例えば地方公会計システムの整備のようなイニシ

ヤルコストとは全くもって性質が異なると考えられます。ランニングコストであって、しかも標準的な団体であればすべからく必要となる経費であれば、これは通常の一般行政経費に振り分けられるのが自然ではないでしょうか。

やはり、先ほども申し上げましたとおり、一般行政経費を増加させないように見かけ上しているんじやないかと勘ぐりたくもなりますが、いつまでも存続するのか。先ほど財務省の答弁でありますように当面の措置、昨日の総務省の局長の答弁でも当分の間、これ、これまで継続するか分からぬ重点課題対応分という費田にこの消防救急無

線のデジタル化の経費を計上するところと果たして妥当なんでしょうか。イニシャルコスト、ランニングコストの別がどのように整理されていられるかも含めて、総務省の見解を伺います。

政府参考人（安田充君）お答えいたします。

自治体情報システムの構造改革推進事業でござりますけれども、自治体クラウドの推進でござりますとか情報セキュリティーシステム、マイナンバーシステム、それから今御指摘のござりますデジタル方式に移行した消防救急無線システムの運

用に要する経費とつとで、現在における地方団体の情報システム関係の事業で喫緊を要するもの、これをまとめて重点課題対応分とつとで措置させていただいたわけでござります。

これにつきましては、まさに運用経費についても措置を講じてあるとつとから、単年度で解決するものではなくて、腰を据えて重点的に取り組む必要があるところふつに考えてくるといふでございます。したがいまして、これにつきましては、当面と申し上げました、当分の間と申し上げましたが、措置を継続してまいりたいと考えております。

吉川沙織君 じゃ、取りあえず喫緊の課題といふことは分かりました。これからずっとと要るのでは、この重点課題対応分といつ費田に計上するということが妥当であるならば、これはすつと続けて

とつとでいいんでしょうか。

政府参考人（安田充君）ただいま申し上げましたように、これにつきましては腰を据えて取り組む必要があるところふつに考えてございまして、当面措置を継続するところ考へでござります。

吉川沙織君 このやり取りを繰り返しても先に進みませんので、財務省も総務省もこの重点課題対応分は当面の措置とつ表現であつたり当分の間であつたりしますけれども、これが果たしてどうなのが、これからも注視していきたいと思いま

す。

さて、今度は地財計画の側面から改めて見ていきますが、平成二十八年度地方財政計画では、平成二十七年度に引き続いて、まち・ひと・しじと創生事業費が一兆円計上されています。さきに言及した財政制度等審議会の建議では、まち・ひと・しじと創生事業費について、「地方創生という政策目的に沿った使い方がなされているか事後性の検証を行っていく必要がある。」とされています。

いの記述は、三位一体の改革を行っていた当時の議論を思い起させるものです。

当時、財政制度等審議会においては、地方交付税の削減を行うために、地方交付税による財源保障が適切ではない事業として地方団体の単独事業を取り上げ、いわがいかにも無駄であるとあげつらうい、交付税削減を支持する世論を醸成しようとしました。

平成十七年度予算の編成等に関する建議を見てみますと、その事業の例は、各種給付金として、出産、入学、卒業、就職、結婚、敬老の祝い金、補助の上乗せとして、乳幼児、重度障害者等を対象とした医療費助成、結婚仲介関係として、男女交流会の実施経費の助成などが挙げられています。しかし、いのから十年たつた今どうでしょうか。

今、例として挙げた事業は、田下政府が進めようとしている地方創生や一億総活躍社会において先進事例として評価されているものばかりではないですか。

その地域が直面している様々な課題に対して危機感を持って対応するための取組が、かつて十年前は交付税削減の口実にされ、現在は逆に先進事例となっています。これは、地方団体の取組について、国が、必要であるか、適正であるかといつ判断をすることはできないという証拠ではないでしょうか。

総務省と財務省にそれぞれ伺います。

政府参考人（安田充君）お答えいたします。

平成二十七年度の地方財政計画におきまして、地方自治体が地方創生に取り組むために必要な経費として、まち・ひと・しじと創生事業費を一兆円計上いたしまして、平成二十八年度においても引き続き同額を計上していくとのことです。

地方交付税、一般財源でござりますので、使途の制限はなく、地方自治体が地域の実情に応じて自ら判断して地方創生に取り組んでいただきたいと考えているとのふうでございます。

政府参考人（茶谷栄治君）お答え申し上げま

す。

ある住民の方々の理解や意識の変化等も踏まえつつ適宜見直されるものと認識しております。

近年、少子化、人口減少が進展し、各地域における地方創生のための取組において、人口減少の具体的な対応が極めて重要な課題となる中で、出生率向上のための施策について、各自治体において、それぞれの地域における課題の優先順位や具体的な施策の有効性、地方議会における御議論や当該事業に対する住民の理解、また意識の変化等も踏まえながら、自主的な取組が検討され、実施されているものと考へております。

吉川沙織君 財務省に伺います。

これ、十年前の建議を見ますと、交付税による財源保障が疑問と思われる事業例、今、その時代で施策は変えていくべきだという御答弁がありましたが、この出産に関すること、それ以外のこと、今は進めるべきだとされていますが、当時は、これは駄目ですよというか、疑問と思われる事業例としてわざわざあげつらって、だから交付税は使うべきじゃない、これを財源保障は適当じゃないと指摘をされていましたと、今のこの施策の整合性つてどうお考えですか。

政府参考人（茶谷栄治君）ただいま申し上げ

ましたとおり、まさに社会経済情勢の推移、この間に国民の方々の意識も変化すると思いますので、それを踏まえて今最善の選択をしていくといひで

いざります。

吉川沙織君 今最善の選択をされているという御答弁でしたが、当時もそういう選択を是非していただきたかったなということを思いながら、再び財政審の建議から質問をしたいと思います。

これ、財政審の建議で、一般行政経費について、「各地方公共団体が、財源保障されるべき水準・範囲を超えて、地域の実情に応じた行政サービスを提供する場合には、各地方公共団体が、歳出の水準・範囲について、課税自主権の発揮など財源調達の在り方も含め、地域住民と向き合つて決めしていくところのが、眞の地方自治の在り方と考えられる。」とされています。ここで指摘されていふことについては、地方分権の理念からすると理解できるところももちろんたくさんあります。

問題は、今引用した中のこの部分です。「財源保障されるべき水準・範囲を超えて」という部分です。地方行政の水準を確保した上で、住民福祉の向上のため独自の政策を講じることは、地方分権の理念に照らさせば、むしろ妥当だと思います。また、こういった独自の政策に要する費用について、財源保障の対象ではないわゆる留保財源からこれを捻出しているのか、それともこれが地方交付税から捻出しているのかという明確な切り分けは実際には不可能であると思いますので、これを突き詰めようとするとき生産性のない議論に陥つ

て、最終的には地方団体が無駄遣いをしていふとのレッテル貼りにしかならないのではないかと思いますが、この点、財務省の見解を伺います。

政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

地方財政計画は、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な経費の見込額を示して、その財源を地方全体に保障するなどの役割を果たしているところでございます。一方、地方交付税制度は、地方税収について地域間に大きな格差がある中にあって、標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な財源を全国の各自治体に保障する役割を果たしているところでございます。

平成二十八年度の地方財政計画によれば、地方財政制度等審議会の建議におきましては、こうした地方財政計画及び地方交付税制度の役割や、国税と赤字国債によって賄われている地方交付税が地方の財源保障機能を果たしていることなどを踏まえつつ、地方財政計画に計上される一般行政経費の単独事業の水準についても適正なものであるべきとの趣旨を指摘されているものと考えております。

吉川沙織君 また違う観点から伺います。他方で、このように財政制度等審議会から指摘されることは、確かに地方財政計画の計上方法に総務省しか分からない不透明な部分があることでも理由ではないかと考えられます。

例えば、社会保障関係経費について見てみます。

消費税率の引上げに当たって、地方分の消費税収と社会保障施策に要する経費及び社会保障四経費にのつとった範囲の社会保障給付費の総額を比較することとされています。これは、消費税を社会保障財源化するという趣旨から、従来の地方消費税を除いた地方分の消費税収が社会保障施策等に充てられているかどうかを確認するために行つているものです。

考えますが、それはお示しになられていません。
このよつて、今回、社会保障の財源に充てると
ことで初めて消費税が目的税化されて、消費
税率の引上げを国民の皆様にお願いしているもの
であるにもかかわらず、対象となる経費の積算過
程が不透明であるとすることが果たして適切なの
か、総務省の御見解を伺います。

政府参考人（安田充君） お答えいたします。

社会保障・税一体改革におきましては、引上げ
前の既往の地方消費税1%分を除きまして、交付
税法定率分を含めた地方分の地方消費税収につき
まして交付税の交付に当たつて使途を限定しては
ならないと、現行の基本的枠組みを変更しない
ことを前提としたしまして、社会保障財源化する
とこつことにいたして、このわけでござります。

お尋ねの社会保障施策に要する経費につきまし
ては、このよつて地方分の消費税収が社会保障財
源化されることを明らかにするため、地方財
政計画の段階において社会保障施策に要する地方
負担額と当該負担額に対応する地方の歳入を比較
しているものでございます。

このよつてことから、社会保障財源化されたこ
との明確化につきましては、総額ベースで整理する
とこつことにいたしまして、法定率分と引上げ分
の地方消費税収の総額、それと社会保障施策に
要する経費、社会保障四経費にのつとつた範囲の

社会保障給付費の総額を比較するとこつとにし
ているものでござります。総額ベースで比較する
ことを目的にした三十三ページの記述だとこつて
とで御理解いただきたいと思います。

吉川沙織君 今、ページ数までおしゃってい
ただきました。確かに三十三ページの参考のとこ
りですが、これは総額ベースで比較するとこつて
とですが、内訳は出ているんですね。

政府参考人（安田充君） この積算に当たりま
しては、財務省との調整の上、積算しているとこ
りでござります。

吉川沙織君 積算しているのであれば、それを
出さないという理由もないと思つますので、是非
今後出していただければうれしいなと思います。

先ほどから、総務省も財務省も同じような答弁

をされていますが、平成二十八年度地方交付税總
額については十六兆七千三億円とされています。
総務省が作成している平成二十八年度地方財政計
画のポイントでは、このことについて、「前年度
とほぼ同程度の額を確保しつつ、赤字地方債であ
る臨時財政対策債の発行を大幅に抑制」とされて
います。

このよつてになりますのは、赤字地方債という表
現です。臨時財政対策債は、地方財政法第五条に基
づく建設地方債ではないといつて特例的な地
方債です。しかし、個々の地方団体の財政運営の

結果として生じた赤字を補填するところコアン

スが出ることを避けるために、口頭で説明する際
には赤字地方債と言われることはあっても、文章
の中ではこれまでにこの表現を用いるのは避けら
れてきたんじやないかと思っています。

これについて、単に分かりやすい表現であるか
ら用いているだけで、深い意味はないと思つしゃ
るかもしれません。しかし、臨時財政対策債は、
地方交付税の所要額の確保が困難な中で、その代
替措置として全国一律の枠組みで創設されたもの
です。本来的には、もちろん法定率の見直しによ
つて地方交付税總額が確保されるべきであるのに、
それが許される状況でないとして地方団体に借金
を強いてきたんです。

繰り返しになりますが、個々の地方団体の財政
運営の結果とは関係がない以上、そういうこと
アンスに誤解されることのないようになければ
ならないと思います。実態として何かが変わるわ
けではないかもしませんが、分かりやすいとか
文章の上のこととか簡単に片付けるとこつことで
はなくして、国の姿勢として守らなければならぬ
矜持ではないかと思いますが、総務省の見解を伺
います。

政府参考人（安田充君） お答えいたします。
赤字地方債という文言についてでござりますけ
れども、これは臨時財政対策債が、まさに、委員

御指摘のよつて、地方財政法五条で定められてゐる投資的経費等ではなくて、地方の財源不足に対して特例的に充当される地方債であることから、いひつた臨時財政対策債の性格を表現する趣意で用いているものでござります。

今まで使っていないではないかという御指摘でござりますけれども、毎年度、地方財政計画の国会提出に合わせて公表しております地方財政計画のポイントにおきましては、平成二十六年度からこの臨時財政対策債について赤字地方債という表現、用いているといひでござります。また、制度発足時の平成十三年度の地方財政対策から、国会答弁におきましても当時の総務大臣が赤字地方債と云ふ文言を用いてきたといひでござります。

吉川沙織君 もちろん口頭で表現することを否定するわけではありません。でも、今の局長の答弁から、平成二十六年度から書いていっていると云ふとでした。これは今申し上げた私の問題意識からすると、これは別に書くことは云々とお考へで書いているんだと思ひますが、その認識で答いますか。

政府参考人（安田充君） 基本的には分かりやすい表現といつて用いているといづらうに理解していられるといひでござります。

吉川沙織君 分かりやすいとか文章の上のこととかで片付けるのではなくて、やつぱりついつつこれが

表現は、もちろん分かりやすさを追求するのも大事です、大事ですけれども、そういう元々の問題意識に立てば、やはり安易に使うと云ふことは避けるべきではないのかなということをお伝えして、次の質問に行きます。

平成二十八年度地方交付税総額の積算を見ていつて気付くこと、例年行われている交付税特会剰余金の活用が平成二十八年度においては行われていないことです。特会剰余金の活用が行われていないのはいつ以来ですか。また、活用するか否かの運用基準はあるんでしょうか。さらに、特会剰余金 現在幾ら留保されているのか、総務省に伺います。

政府参考人（安田充君） 御指摘のようじ、今年度、特会剰余金については活用していないわけござりまして、これは平成七年に活用していい実績がござることとして、それ以来といつてになります。

吉川沙織君 平成七年度以降行われていないと云ふことですが、この交付税特会剰余金の活用を行わなくとも所要の地方交付税総額を確保することができてこることなのかもしませんが、仮の話で恐縮です、仮の話で恐縮ですが、仮に交付税特会剰余金を活用していれば、例えば臨時財債の発行を更に抑制することができるのではないかと云ふことがあります。

吉川沙織君 もちろん口頭で表現することを否定するわけではありません。でも、今の局長の答弁から、平成二十六年度から書いていっているといひでござります。

吉川沙織君 平成七年度以降行われていないと云ふことですが、この交付税特会剰余金の活用を行わなくとも所要の地方交付税総額を確保することができてこることなのかもしませんが、仮の話で恐縮です、仮の話で恐縮ですが、仮に交付税特会剰余金を活用していえば、例えば臨時財債の発行を更に抑制することができるのではないかと云ふことがあります。

地方交付税は間接課徴形態の地方税であり、地方固有の独立財源であると総務省は説明してきましたけれども、いひつた地方交付税の性格つまり、補正予算で増枠した地方交付税は地方団体に交付しないで翌年度に繰り越して、活用可能な剰余金はため込んでしまひ。こういった状況では、見る人によつては地方交付税を総務省がいよいよに左右していふと言わても仕方ないという側面が出てくると思ひますが、いひつた地方交付税の性格に照らしても、これを平成七年度以降使っていなり、活用していらないといつことです。されずつといついう状態であるのは総務省としてどうお考へですか。

政府参考人（安田充君） まず、交付税特会の剰余金を翌年度の地方財政対策に活用するということによれば、御指摘のようじ、その分だけ地方交付税増額されまして、臨時財政対策債の発行が同額減額されるといつてになるだらうと云ふふうに思ひます。

二十八年度の地方財政対策におきましては、地方税が增收となる中で、交付税総額につきましては前年度とほぼ同額の十六・七兆円を確保できたと、また、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を〇・七兆円減額し、大幅に抑制できたといつことから、あえてこの交付税特別会計の剰余金を活用する必要はないといつふうに判断したといつ

であります。

吉川沙織君 あえて活用する判断には至らなかつたところですが。

また、交付税の算定といつてから、今回この委員会でも、それから衆議院の委員会でもかなり議論になっていますが、トッププランナー方式とこつところから、次、質問したいと思います。

これは、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組とされているのです。ここで歳出効率化と言われていますが、これは、民間委託等の業務改革により歳出効率化を行っている地方団体では、単にスリム化をするとだけではなくて、これによって節減された経費をほかの行政分野に振り向けているものと考えられます。したがって、歳出効率化の実態を踏まえるといつのであれば、どついた分野にこの節減したものが振り向かれているのかといつ面での実態も調べてからやらないと、その部分では基準財政需要額が増えるように見直すといつことをしないとバランスがおかしくなつてしまつのではないかと考えます。

だから、今総務省が進めようとしているトップランナー方式は、歳出効率が単なるスリム化といつ意味で捉えられていて再構築にはなつていません。

この見方もできます。そのため、これが地方交付税の削減を目的とするものではないと幾ら委員会の中で答弁をされても、説明をされても、信頼ならないことこのことで次から次へと質問が出てくるんだと思います。

総務省は大体このトッププランナー方式について、当委員会でも衆議院の総務委員会でもこのよつたことを答弁されています。各地方公共団体が対象となる業務をどのように実施するかは地域の実情等を踏まえて自主的に判断される、結果として民間委託等が進み、職員が減少することはあり得る、どのような対応をするかはあくまで各地方団体が判断すべき。形式的な答弁として、形的にもこのとおりだともちろん思います。ただ、実際にこの型どおりのことが行われているかといつたら、そうではないと思います。

詳細は省きますが、この辺り、地方団体が予算編成を行つ際に、財政部局は予算の要求部局に対して地方交付税の算定基準に基づいて予算要求するべきと迫るんじゃないかと思します。そつなると、従来よりも少ない予算で業務を行わざるを得なくなつたり民間委託等を行わざるを得なくなつたりすることも想定されますが、これを自主的判断で行つたと言つ切るのは無理があるんじゃないかと思います。

この辺りの事情は、総務省は各都道府県に、重

要なポストのといつにこつぱし出回されていますから御存じだと思います。総務省の見解を伺います。

政府参考人（安田充君） トッププランナー方式についてのお尋ねであります。

今回、地方交付税の単位費用の積算に当たりまして、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務につきまして、その経費水準を合理的かつ妥当な水準、これは単位費用の積算についてはそつこつといふ考え方で積算しようと法律に書いてあるわけであります。としたといつで書いてあります。

これを導入するに当たりましては、法律等により国が基準を定めている業務や地域振興等の業務は対象から除外する、それから既に多くの団体で業務改革に取り組んでいる業務を対象とする、地方団体への影響等を考慮して複数年掛けて段階的に反映するとともに、小規模団体等の地域の実情を踏まえて算定を行つといつにしておりまして、地方団体の御意見も踏まえて適切に交付税の算定を行いたいといつふつに考えてござります。吉川沙織君 適切に行いたいといつです。

この地方財政計画上の地方公務員数を積算するに当たつて、一般職員の中に民間委託等推進分というものがあります。トップランナー方式を全ての団体で仮に行つとして算定していつた結果、職員

数の増減状況を見ると、民間委託等推進分というのがあって、この民間委託等推進分といつのが増えたことになって、そうなると、民間委託されるところの分計画上の人員が減ります。これに伴って、給与関係経費も減り、最終的に地方交付税の総額も減るなんていふことはないと思いますが、どうですか。

政府参考人（安田充君） 地方財政計画上の職員数についてでござりますけれども、これ、算定の仕方を御説明申し上げますと、義務教育職員、教職員や警察官など国の法令等により定数が定められているものは法令等に基づいて算出すると。その他の職員、一般職員につきましては、地方団体全体の直近の職員数の純減の実績あるいは地方団体が定めている今後の定員管理計画の内容等を勘案して計上しているところでございます。

交付税算定における本年のトップランナー方式の導入が直ちに本年の地財計画の職員数に影響しているというのではありません。

吉川沙織君 財務省に伺います。

この財政審の建議の中に、実は、「給与関係経費の適正化を進める観点から、技能労務職員のよしに民間活用の取組が遅れている分野や、窓口業務などの定型的な業務等について、民間委託の取組を加速して経費節減を進めていくことが必要である」と文言が建議の中に明記されています。

今回のトップランナー方式と併せて何か御所見ありますか。

政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

一般的に経費の節減というのを聖域なくやっていくところはもう常に求められるところだと思います。それを一つの形で、そういう形で記述させていただいたところでござります。

吉川沙織君 給与関係経費の適正化が何を指すのか分かりませんけれども、民間委託等が推進されることによって人員が減って、結果、地方交付税総額が減らないようにこれは注視していきたいと思っています。

次に、地方税の偏在是正という点から伺つてみたいと思います。

今回、地方税の偏在是正を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して交付税原資とする措置が平成二十六年度改正で創設され、今回、これが拡大することとされています。

このような地方法人課税の偏在是正は、税制抜本改革法に基づいて行われているものと理解していますが、地方団体が住民生活に必要な行政サービスの提供を広く担っていることに鑑みると、税率の偏在性が小さく、安定的な税体系、地方税体系を構築すべきであるとの考え方は十分に理解できます。

しかし、税源が偏在し税收格差が生じていることが問題視されるのは、一部の地方団体に税収が過度に集中する」とによって他の地方団体に必要な税収が集まらず、地方交付税による財政調整を行つてもなお標準的な水準の行政サービスを提供することが困難であるという場合ではないでしょうか。

つまり、地方税と地方交付税によつて標準的な水準の行政サービス等を担つたための財源を確保できているのであれば、直ちに別に税收格差を是正しなくともいいといふことも考えられなくはないですが、総務省、いかがでしょうか。

政府参考人（青木信之君） お答え申し上げます。

地方分権、全般的に進めなければいけないわけであります。その中で財源の確保をするとこうことで、地方税については、地方消費税の充実ということを考えていくわけですけれども、地方消費税、偏在性が小さることはいえ、やはり一定程度の偏在がありますので、そのまま充実すれば必ず財政力の格差が生まれるわけであります。

現在の足下の状況で見ますと、地方団体間でこの地方法人課税の偏在度というのはかなり大きいわけであります。したがつて、税を充実していく場合におきましては、この偏在度が高いものをどうするか、併せて考えていかなければいけないだ

るのと想います。

そういう観点に立つて、税・社会保障抜本改革法の考え方も踏まえて、平成二十六年度改正と今回の改正において法人住民税法人税割の交付税原資化を行うこととしたわけでございます。

このことによつて、現在かなり地方全体としての財政が厳しいわけありますから、そういう状況でこれから社会保障の財源を確保していくことを考えていくと、一定程度の税源をそれぞれの地方で確保することが大事だと思いますので、こうした形で偏在性の小さい税目を中心に充実させながら、全体として偏在性が小さく、税が確保できるような体系にしていくことが必要なのではないかというふうに考えてあります。

吉川沙織君 今、局長の答弁の中でも、全体として偏在が少なければそれでいいという御趣旨ございましたが、私は平成二十四年八月十日、社会保険と税の一體改革に関する特別委員会の締めくり質疑において、同じようなことを実は当時の総理に質問しました。「地方税体系というのは、様々な特徴を持つ税目が組み合わさることによって構築されています。ですから、地方税全体として偏在度が少ないのであれば、その内訳として、相対的に偏在はしますが、伸長性に富んでいたり、そういう税目があつても差し支えないのではないか」と質問しました。

これに対しても、当時の総理からは、「地方法人課税のみならず、地方税全般、税制全般について税源の偏在が小さくなる努力をしてまいりたいと思います。」との答弁で、私の質問に対し真正面からの答弁ではなかつたんですが、改めて、これに関する総務省の見解を伺います。

政府参考人（青木信之君） お答え申し上げます。

税源を確保する中で伸長性というのも重要なだという御指摘をいただきました。その意味では、地方法人課税は、税収の伸長性があること、それから課税団体、地方団体にとつては企業を誘致すれば税源涵養のインセンティブになると、そういうことも大事である、そうしたことにも配慮しなければいけないと思います。

とは思いますが、今現在の財政状況ということではござります。国、地方を通じて相当に厳しい状況があつて、少子高齢化が進む中で何とか財源を確保していくべきやいけない、何とかそれぞれの地方団体で税で一定程度確保するということが多い分今求められていくことだとするとなれば、やはり偏在性の小さい税体系の構築といつことを多少優先しながら考えていくべきなのではないかといふふうに考えていくことになります。

吉川沙織君 住民は自由に移動して、企業は自由に立地をします。移動の自由が確保されている

以上、税源の偏在は、どんなにそれを小さくしようと腐心したとしてもおのずと限界があつて、かえつて税制がゆがむ結果となりはしないかと懸念する、こいつの側面もあります。ですので、今回地方法人課税の偏在是正を行つたとしても、今後また偏在が大きくなるということも十分に想定されます。

それで、これも四年前の税制抜本改革法の際に質問しましたが、地方法人課税を見直すのであれば、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、必要な枠の地方法人課税を国の法人税の地方交付税へそれぞれ移管する税源交換を検討するべきではないかと質問しました。この点、三月十七日の当委員会で質問が出ましたところ、大臣からは、要するに本改正案で行おうとしている地方法人特別税・譲与税制度の廃止と法人住民税法人税割の一部交付税原資化が税源交換と方向を同じくするものである旨の答弁がありました。

大臣のこの答弁からは、結局のところ、税源交換を本気で目指していくのかと、このことがちょっと読み取れず、少なくとも地方税財源の充実強化を図つていこうとする気迫、気概が余り、済みません、感じられませんでした。改めて、この税源交換に対する大臣の御所見を伺います。

国務大臣（高市早苗君） 地方税制におきましては、この地方法人課税等と比較して偏在性が小

さく税収が安定的な地方消費税の比率を高めていくことが重要でございます。税源交換もその一つの方法でござりますし、全国知事会や地方財政審議会からも提案をされています。

もつ御承知のとおり、民主党政権で制定をしていただいた税制改革抜本法において、地方消費税の引上げ分の全額を社会保障財源化するということもともに、社会保障の役割に応じて国、地方間で配分し、併せて地方法人課税の在り方を見直すことによって税源の偏在性を是正する方策を講ずることとされました。

ナリで、一十六年度の税制改正と今回の改正におきましては、地方法人特別税・譲与税制度を廃止して、地方消費税率の引上げと併せて法人住民

税法人税割の一部を交付税原資化するということに一本化したわけです。

この方法は、現状においては現実的、合理的と考えられます。方向性を同じくすると私が申し上げましたのは、地方税における地方消費税の比率を高めるものであるということです。消費税が社会保障財源化されている中で税源交換を行うということについては、今後も幅広く検討されるべき課題です。難しい課題があることも御承知いただいていると思います。仮に消費税の交付税原資分を地方消費税化しちゃった場合には、社会保障について地方が大きな責任を担う必要があり、結果

的に社会保障について大きな地域間格差を生じさせることになりかねないといった課題もあります。ですから、やはり今後も幅広く、この税源の偏在性が小さくて税収が安定的な地方税体系の構築に向けては検討を重ねていかなきゃいけないと思っています。

吉川沙織君 今回の改正によって偏在の是正に向かうつことにはいいんですけども、やっぱり交付税原資交換論を基本に検討するのが地方税財制度に最も適合する制度だと思っておりますので、幅広く検討する中では非前に進めていくべきだと思います。

最後に、軽減税率制度について伺いたいと思います。政府が導入することとしている消費税の軽減税率制度では、消費税収が約一兆円減収することが見込まれています。そして、これに伴う地方への影響は、全体の減収の三〇・八%、三千億円の減少と説明されています。

そこで、まずこの三〇・八%、三千億円という数値はどのように算出されているんでしょうか。政府参考人（青木信之君）お答え申し上げます。

軽減税率制度につきましては、消費税率の引上げに伴う低所得者への配慮の観点から導入するところしているわけでございます。したがいまして、

導入に伴う地方の減収分は消費税率引上げ分の五%との関係において検討されるべきものについてふうに考えてあります。

この引上げ分五%の国、地方の割合は、今御指摘いただきましたように、国が六九・一%、地方

が三〇・八%でありますので、導入に伴う減収全体のこの三〇・八%について地方として財源確保しなければならないと考えておるといひでござります。

吉川沙織君 よく分からぬ答弁だったんですけど、この減収額一兆円について政府・与党は、平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより安定的な恒久財源を確保すること等とされています。ここでこの歳入及び歳出における法制上の措置等とは国における歳入及び歳出であって、減収額の穴埋めをするために地方の税財源を利用したり地方に歳出削減を迫つたりするところとは含まれていないというふうことで間違いないでしようか。

国が国の歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより財源を確保し、これにより地方財政の影響分三千億円を補填するところとを財務省と総務省に伺います。

政府参考人（井上裕之君） 御指摘の点ですが、れども、まさに平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置を講ずるところとして、

同時に社会保障と税の一體改革の原点に立つて安定的な恒久財源を確保するといふふうにされてございます。

現段階で具体的な内容が念頭にあるわけではございませんけれども、社会保障・税の一體改革の原点に立つてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

政府参考人（青木信之君）お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、全国知事会からも、減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障源に影響を与えることから、代替財源等に確実に措置するなど、地方財政に影響を与えないようにしていただきたいと、かなり強い意見もいただいております。

今後、税制改正法案の規定に沿つて、国と地方全体で安定的な社会保障財源の確保を図るために検討していかなければならぬと考えております。吉川沙織君 平成二十七年十一月十五日、総務大臣閣議後記者会見の概要の中でも、それから、それ答弁の中でも安定的な恒久財源といふことがよく言われます。

財務省の審議官に伺います。安定的な恒久財源とは何ですか。
政府参考人（井上裕之君）お答え申し上げます。

まさに、この社会保障と税の一體改革の原点に立つたまちととした安定的な財源ということになります。これから歳入及び歳出面のしっかりととした検討で確保するものでございます。

吉川沙織君 財務省のパンフレット、「もつと知りたい税のこと」では、所得税、法人税の税収は景気動向に左右されやすいとされています。所得税、法人税は安定的な恒久財源にはなり得ないとの理解でよろしいですか。

政府参考人（井上裕之君）繰り返しになつて恐縮でございます。現時点において、特定の具体的な内容が念頭にあるわけではありません。まさに、歳入、歳出全体についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

吉川沙織君 今、歳入、歳出の両方からという御答弁でございましたが、では、歳入の点から安

定的な恒久財源となり得る税をお示しいただけませんか。

政府参考人（井上裕之君）大変繰り返しになつて恐縮でございます。具体的な税目が、現在これといふものが念頭にあるわけではありません。

しっかりと検討してまいりたいと考えております。

吉川沙織君 いずれにしても、消費税率が上がつて軽減税率制度が導入されれば、実際、国にも地方にも減収が出てしまいます。国が地方への影響分を財源補填するに当たつて、どのような形で

行つのが望ましいのかとこうじともこれ以後論点になつてくると考えられます。つまり、地方交付税で補填するのであればこれは不交付団体には交付されないとこうじになります。そこで、三位一体改革の際に創設された所得譲与税のように、一定の客観的基準により不交付団体も含めて国から地方へ財源移転するという方法も考えられるところです。いずれにしても、今の段階で安定的な恒久財源もじこに落ちてゐるか分からぬような状況ですから、現時点で答弁を期待していませんが、せめて基本的な方向性や留意点などとしてどのよつなものが想定されているのか、総務省と財務省に伺います。

政府参考人（青木信之君）繰り返しになつて恐縮でございますけれども、この税制改正法案に規定されている内容を踏まえまして、国と地方で安定的な社会保障財源の確保をしていくといつゝとに広がるだらうといふふうに思つております。

以上でございます。

政府参考人（井上裕之君）ただいま総務省から御答弁があつたとおりでございます。

吉川沙織君 いずれにしても、今回、消費税を上げるといふこと、それから、四年前の税制抜本改革法案の審議の際に消費税率を上げることを決

めたのは、これは社会保障に使うところで初めて消費税を田的税化して、これを、いろんな思いがありました。我が党は、それがきっかけで党が分裂して多くの仲間が出ていったとこうよつなことをいいました。それでも、国民、子供から老年寄りまでひとしく税負担をお願いして、その分社会保障財源に回すという、こうじうつらい思いをしながら決めたわけです。

ですので、減収が出るのであれば、それはしっかりと補填すべきですし、この減収分、本来であれば、それをどこから持つてくるかではなくて、それが実現するのは標準税率を上げるときだけではないかと思いますが、これらの点につきましては今後引き続き質疑の場でただしてこきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。